

令和2年第1回教育委員会会議録

日時：令和2年2月10日（月）

午後3時開会

場所：教育委員会室

出席委員	委員	上島均
	委員	滝澤多佳子
	委員	富田昌平
	委員	中村光一

出席者	教育長	倉田幸則
	教育次長	宮田雅司
	学校教育・人権教育担当理事	田中寛
	教育事務調整担当参事（兼）教育総務課長	下里秀紀
	教育推進担当参事（兼）学校教育課長	片岡長作
	教育研究支援担当参事	伊藤雅子
	青少年・公民館事業担当参事	青山友理子
	学校教育課幼児教育課程担当副参事	瀬古口あゆみ
	生涯学習課青少年担当副参事	
	（兼）青少年センター所長	小島広之
	津図書館長（兼）津図書館図書事務長	山下三佳

教育長 令和2年第1回教育委員会を開催します。傍聴はございません。本日の議案の概要説明をお願いします。

教育次長 それでは、本日の議案の概要でございますが、議案第1号 令和元年度津市一般会計補正予算（第10号）＜教委所管分＞について、議案第2号 令和2年度津市一般会計予算＜教委所管分＞について、議案第3号 令和2年度教育方針について、第4号 津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部の改正について、4件の議案について、審議をお願いします。詳しい内容につきましては、それぞれの担当課長から説明させますので、よろしくをお願いします。

教育長 本日の議案は、お手元の事項書のとおり、議案第1号から議案第4号の議案4件です。このうち、議案第1号から議案第4号の4件につきましては、津市教育委員会会議規則第16条第1項第2号及び第4号の規定に該当するため、非公開としたいと思っておりますがいかがでしょうか。

各委員 異議なし。

教育長 御異議ないようですので、議案第1号から議案第4号については非公開と決定します。

議案第1号 令和元年度津市一般会計補正予算（第10号）＜教委所管分＞について

議案第1号 非公開で開催

議案第1号 原案可決

議案第2号 令和2年度津市一般会計予算＜教委所管分＞について

議案第2号 非公開で開催

議案第2号 原案可決

議案第3号 令和2年度教育方針について

議案第3号 非公開で開催

議案第3号 原案可決

議案第4号 津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部の改正について

議案第 4 号 非公開で開催

議案第 4 号 原案可決

教育長 それでは議事に入ります。議案第1号令和元年度津市一般会計補正予算（第10号）＜教委所管分＞について、事務局から説明をお願いします。

教育事務調整担当参事（兼）教育総務課長 教育総務課長でございます。議案第1号令和元年度津市一般会計補正予算（第10号）＜教委所管分＞につきまして御説明申し上げます。第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億9,954万9千円を追加し、歳入歳出総額を、104億2,287万5千円としようとするもので、補正の主な内容は事業費等の確定や実績見込みによる減額調整が主なものでございます。

5ページを御覧ください。それでは順に御説明を申し上げます。第10款 教育費 第1項 教育総務費 第1目 教育委員会費は21万6千円の減額で教育委員会関係事業21万6千円の減額は報酬、旅費等の実績見込みによる減でございます。

第2目 事務局費は642万6千円の減額で事務局管理事業642万6千円の減額は雇用保険料、労働災害保険料、社会保険料等の実績見込みによる減でございます。

第3目 教育振興費は2,931万6千円の減額で教育振興事務事業351万5千円の減額は6ページにかけましてクラブ振興活動補助金等の実績見込みによる減、通学通園対策事業1,044万7千円の減額は車両運行業務委託料、遠距離通学費補助金等の実績見込みによる減、健康教育推進事業4万4千円の減額は学校保健推進委員会委員報償金等の実績見込みによる減、教育総合支援事業1,487万8千円の減額は臨時職員に係る賃金、普通旅費、学校図書館情報システム賃貸借料等の実績見込みによる減、教育研究推進事業1万円の減額は普通旅費の実績見込みによる減、人権教育関係事業42万2千円の減額は臨時職員に係る賃金等の実績見込みによる減でございます。

第4目 教育研究所費は84万1千円の減額で教育研究所管理運営事業59万9千円の減額は7ページにかけまして報償金、通信運搬費等の実績見込みによる減、教育支援センター事業24万2千円の減額は臨時職員に係る賃金等の実績見込みによる減でございます。

第5目 給食センター費は450万1千円の減額で給食センター管理運営事業450万1千円の減額は光熱水費等の実績見込みによる減でございます。

第2項 小学校費 第1目 学校管理費は3億877万3千円の増額で学校職員関係事業11万円の減額は修学旅行等引率補助金の実績見込みによる減、学校管理運営事業4,301万円の減額は8ページにかけまして、臨時職員に係る賃金、光熱水費等の実績見込みによる減、学校施設維持補修事業3億5,885万7千円の増額は国の交付金の追加交付による西が丘小学校大規模改造

工事等の増、学校保健管理事業 3 1 3 万円の減額は眼科・耳鼻科検診等に係る報償金、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済掛金納付金等の実績見込みによる減、学校給食事業 3 8 3 万 4 千円の減額は燃料費、施設維持管理業務委託料等の実績見込みによる減でございます。

第 2 目 教育振興費は 1, 4 9 6 万 9 千円の減額で教育指導活動支援事業 1, 4 9 6 万 9 千円の減額は、9 ページにかけまして、校内 LAN 整備手数料、教育用パソコン機器借上料等の実績見込みによる減、教育研究推進事業は右の欄を御覧になっていただきますと 0 円となっておりますが、県補助金であります学校支援地域本部推進事業補助金の実績見込みによります財源更正でございます。

第 3 項 中学校費 第 1 目 学校管理費は 4 億 5, 9 0 5 万 5 千円の増額で学校職員関係事業 1 9 万 5 千円の減額は修学旅行等引率補助金の実績見込みによる減、学校管理運営事業 1, 0 8 5 万 7 千円の減額は臨時職員に係る賃金、光熱水費等の実績見込みによる減、学校施設維持補修事業 4 億 7, 2 0 1 万 3 千円の増額は国の交付金の追加交付によります久居中学校大規模改造工事等の増、学校保健管理事業 1 7 5 万 8 千円の減額は 1 0 ページにかけまして、眼科・耳鼻科検診等に係る報償金、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済掛金納付金等の実績見込みによる減、学校給食事業 1 4 万 8 千円の減額は施設維持管理業務委託料の実績見込みによる減でございます。

第 2 目 教育振興費は 1, 7 1 9 万 2 千円の減額で教育指導活動支援事業 1, 7 1 2 万 6 千円の減額は校内 LAN 整備手数料、教育用パソコン機器借上料等の実績見込みによる減、教育研究推進事業 6 万 6 千円の減額は職場体験手数料等の実績見込みによる減でございます。

第 4 項 幼稚園費 第 1 目 幼稚園費は 2, 8 1 0 万 9 千円の減額で一般職給、右の欄を御覧になっていただくと 0 円となっておりますが、子ども・子育て支援臨時交付金の実績見込みによる財源更正でございます。幼稚園管理運営事業 2, 3 1 3 万 8 千円の減額は 1 1 ページにかけまして、臨時職員に係る賃金、実費徴収補足給付補助金等の実績見込みによる減、幼稚園施設維持補修事業 3 2 0 万円の減額は公共下水道接続工事の実績等による減、幼稚園保健管理事業 7 3 万 1 千円の減額は眼科・耳鼻科検診等に係る報償金、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済掛金納付金等の実績見込みによる減、幼稚園給食事業 1 千円の減額は施設維持管理業務委託料の実績による減、教育指導活動支援事業 7 7 万 8 千円の減額は施設用備品費の実績見込みによる減、私立幼稚園援助事業 6 万円の減額は民間特定教育・保育施設運営事業負担金の実績見込みによる増及び一時保育事業補助金等の実績見込みによる減、教育研究推進事業 2 万 2 千円の減額は幼稚園職員研修負担金等の実績見込みによる減、人権

教育推進事業 9 千円の減額は自家用車の公用使用料の実績見込みによる減でございます。

12 ページをお願いします。第 5 項 社会教育費 第 1 目 社会教育総務費は 3, 402 万 5 千円の減額で生涯学習振興事業 69 万 4 千円の減額は報酬、学校体育施設開放業務委託料等の実績見込みによる減、放課後児童健全育成事業 3, 312 万 1 千円の減額は放課後児童クラブ整備に係る工事請負費、運営費補助金等の実績見込みによる減、人権教育関係事業 21 万円の減額は臨時職員に係る賃金等の実績見込みによる減でございます。

第 2 目 教育集会所費は 65 万 8 千円の減額で教育集会所管理運営事業 65 万 8 千円の減額は臨時職員に係る賃金、高洲町教育集会所改修に係る工事請負費等の実績見込みによる減でございます。

第 3 目 公民館費は 1, 254 万 6 千円の減額で、公民館管理運営事業 512 万 8 千円の減額は 13 ページにかけまして公民館館長報酬、臨時職員に係る賃金、津センターパレス管理負担金等の実績見込みによる減、公民館講座等関係事業 276 万 8 千円の減額は各種講座講師に係る報償費、公民館事業バス運行業務委託料等の実績見込みによる減、公民館施設整備事業 465 万円の減額は橋南公民館整備工事費等の実績見込みによる減でございます。

第 4 目 図書館費は 741 万 9 千円の減額で図書館管理運営事業 449 万 2 千円の減額は臨時職員に係る賃金、施設維持管理業務委託料等の実績見込みによる減、図書館活動事業 292 万 7 千円の減額は図書資料運搬業務委託料、図書館情報システムハウジングスペース賃貸借料等の実績見込みによる減でございます。

14 ページをお願いします。第 5 目 文化財保護費は 1, 206 万 1 千円の減額で文化財保護関係事業 23 万円の減額は文化財保護審議会委員の報酬、旅費などの実績見込みによる減、埋蔵文化財保護関係事業 1, 055 万 8 千円の減額は家屋等調査業務委託料、埋蔵文化財センター久居分室解体工事費などの実績見込みによる減、資料館等管理運営事業 127 万 3 千円の減額は光熱水費、施設修繕料等の実績見込みによる減でございます。以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

教育長 議案第 1 号につきまして御質問等ございましたら、お願いします。よろしいでしょうか。

御一同 質問等なし。

教育長 それではないので、議案第 1 号につきまして原案どおり承認

ということによろしいでしょうか。

御一同 異議なし。

教育長 ありがとうございます。それでは御異議なきようですので、議案第1号につきましては原案どおり承認といたします。

続きまして議案第2号令和2年度津市一般会計予算<教委所管分>について、事務局から説明をお願いします。

教育事務調整担当参事（兼）教育総務課長 はい。

教育長 下里参事。

教育事務調整担当参事（兼）教育総務課長 教育総務課長でございます。議案第2号令和2年度津市一般会計予算<教委所管分>について御説明を申し上げます。恐れ入りますが、1ページをお願いいたします。第1条は、歳入歳出の総額を88億6,433万9千円としようとするものでございます。少し離れますが、最終ページの27ページをお願いいたします。令和2年度当初予算額と令和元年度当初予算額との項目別での比較となります。計の欄の増減額ですが、17億2,061万円の減、増減率で対前年度比、約16.3%の減でございます。減となった主な理由は、補正予算で御説明しましたとおり、令和2年度予算で実施を予定しておりました西が丘小学校、久居中学校の大規模改修工事が国の交付金の追加交付により令和元年度予算で実施することになったことによるものでございます。一般会計予算に占める教育委員会関係予算の割合は、約8.08%でございます。

それでは、事項別明細書により各項目の順に従い、御説明させていただきます。恐れ入りますが、予算書の5ページにお戻りいただきますようお願いいたします。歳出 第10款 教育費 第1項 教育総務費 第1目 教育委員会費は、教育委員会関係事業466万5千円の計上で、教育委員会委員の報酬をはじめ、三重県市町教育委員会連絡協議会負担金などでございます。

第2目 事務局費は、11億2,636万4千円の計上で、一般職給9億1,153万2千円は、6ページにかけまして、職員97人分の給料、職員手当等の人件費で、事務局管理事業1億9,962万3千円は、会計年度任用職員の報酬、共済費、事務局管理運営に係る経費で、特別職給1,520万9千円は、特別職である教育長の給料、職員手当等、共済費でございます。7ページをお願いいたします。

第3目 教育振興費は、6億6,508万3千円の計上で、教育振興事務事業7,466万3千円は、津市学校教育ネットワークの運用に係る役務費及び機器借上料、クラブ活動振興補助金などで、通学通園対策事業7,040万5千円は、スクールバスの運行に係る会計年度任用職員報酬、燃料費、スクールバスの運行業務委託料などで、健康教育推進事業719万9千円は、学校給食献立用ソフト使用料、学校給食保存食負担金などで、教育総合支援事業4億6,983万1千円は、8ページにかけまして、特別支援教育に係る支援員及び市臨時講師や学校図書館司書等の会計年度任用職員報酬、小中一貫教育ネクスト事業の委託料などで、教育研究推進事業154万3千円は、キャリア教育推進事業に係る講師などの報償費、教育課題研究推進事業に係る普通旅費などで、人権教育関係事業4,144万2千円は、9ページにかけまして、外国人児童生徒通訳等巡回担当員の会計年度任用職員報酬、市人権・同和教育研究協議会補助金などでございます。

第4目 教育研究所費は、3,930万9千円の計上で、一般職給2,055万9千円は、職員2人分の給料、職員手当等の人件費で、教育研究所管理運営事業1,288万5千円は、教育相談員の会計年度任用職員報酬、教育活動指導研究委託料などで、教育支援センター事業586万5千円は、10ページにかけまして、教育支援センター指導員の会計年度任用職員報酬、教育支援センターの運営に係る経費でございまして。

第5目 給食センター費は、3億3,059万5千円の計上で、一般職給6,121万8千円は、職員9人分の給料、職員手当等の人件費で、給食センター管理運営事業2億6,937万7千円は、11ページにかけまして、給食センター管理運営に係る需用費、中央学校給食センターの調理・配送等業務委託料などでございます。

第2項 小学校費 第1目 学校管理費は、18億431万6千円の計上で、一般職給6億7,494万3千円は、職員99人分の給料、職員手当等の人件費で、学校職員関係事業35万8千円は、修学旅行等引率補助金で、学校管理運営事業5億3,263万4千円は、12ページにかけまして、調理員及び用務員などの会計年度任用職員報酬、学校の管理運営に係る需用費、役務費及び学校警備、屋外遊具保守点検などの施設等維持管理業務委託料などで、学校施設維持補修事業3億8,143万3千円は、校舎等の施設修繕料、施設等維持管理業務委託料、校舎棟の長寿命化に向けた安濃小学校、修成小学校の実施設計及び桃園小学校の昇降機棟増築工事費などで、学校保健管理事業1億1,160万9千円は、13ページにかけまして、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の報酬、眼科・耳鼻科検診などの報償金、各種検診等手数料、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済掛金納付金及び災害共済給付見舞金

などで、学校給食事業1億333万9千円は、学校給食の運営に係る需用費、施設用備品費、給食調理の共同化に伴う配送等業務委託料などでございます。

第2目 教育振興費は、4億5,183万8千円の計上で、就学援助事業1億2,662万4千円は、経済的理由により就学困難と認められる児童に係る扶助費で、教育指導活動支援事業3億1,798万4千円は、教師用教科書・指導書及び特別支援学級指導用教材費、教職員用及び教育用パソコン機器借上料、屋外遊具や教材などの施設用備品費などで、教育研究推進事業593万円は、特色ある学校プロジェクト推進事業に係る委託料で、人権教育推進事業130万円は、人権学習推進事業の講師に係る報償金、外国人児童資料購入に係る消耗品などでございます。

14ページをお願いいたします。第3項 中学校費 第1目 学校管理費は、6億2,379万7千円の計上で、一般職給2億1,489万8千円は、職員27人分の給料、職員手当等の人件費で、学校職員関係事業222万5千円は、修学旅行等引率補助金で、学校管理運営事業2億1,136万5千円は、調理員及び用務員などの会計年度任用職員報酬、学校の管理運営に係る需用費、役務費及び学校警備、屋外体育用具保守点検などの施設等維持管理業務委託料などで、学校施設維持補修事業1億1,737万2千円は、15ページにかけまして、校舎等の施設修繕料、施設等維持管理業務委託料、校舎棟の長寿命化に向けた朝陽中学校の実施設計などで、学校保健管理事業6,081万円は、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の報酬、眼科・耳鼻科検診などの報償金、各種検診等手数料、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済掛金納付金及び災害共済給付見舞金などで、学校給食事業1,712万7千円は、学校給食の運営に係る需用費、備品購入費などでございます。

第2目 教育振興費は、2億4,969万6千円の計上で、就学援助事業1億704万6千円は、経済的理由により就学困難と認められる生徒に係る扶助費で、教育指導活動支援事業1億3,802万8千円は、16ページにかけまして、教師用教科書・指導書及び特別支援学級指導用教材費、教職員用及び教育用パソコン機器借上料、教材などの施設用備品費などで、教育研究推進事業400万2千円は、特色ある学校プロジェクト推進事業に係る委託料などで、人権教育推進事業62万円は、人権学習推進事業の講師に係る報償金、外国人生徒資料購入に係る消耗品などでございます。

第4項 幼稚園費 第1目 幼稚園費は、12億9,208万8千円の計上で、一般職給6億8,526万円は、17ページにかけまして、職員86人分の給料、職員手当等の人件費で、幼稚園職員関係事業52万3千円は、職員の自家用車の公用使用に伴う使用料などで、幼稚園管理運営事業1億5,356万1千円は、幼稚園教諭などの会計年度任用職員報酬、幼稚園の管理運営に係

る需用費、幼稚園警備、屋外遊具保守点検などの施設等維持管理業務委託料、公立幼稚園給食副食費負担金などで、幼稚園施設維持補修事業1,755万7千円は、園舎等の施設修繕料、施設等維持管理委託料、補修用原材料費など、18ページをお願いいたします。幼稚園保健管理事業1,656万8千円は、幼稚園医、幼稚園歯科医及び幼稚園薬剤師の報酬、眼科・耳鼻科検診などの報償金、各種検診等手数料、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済掛金納付金及び災害共済給付見舞金などで、幼稚園給食事業35万8千円は、幼稚園給食の運営に係る需用費などで、教育指導活動支援事業474万7千円は、教材用消耗品費、保育用の備品購入費などで、私立幼稚園援助事業4億1,166万円は、民間特定教育・保育施設運営事業負担金、子育てのための施設等利用負担金などで、教育研究推進事業146万5千円は、19ページにかけまして、ゲストティーチャー等の講師に係る報償費、普通旅費、教育研究用消耗品費などで、人権教育推進事業38万9千円は、人権学習推進事業に係る報償金、人権啓発幼児用図書購入の消耗品費などでございます。

第5項 社会教育費 第1目 社会教育総務費は、12億2,597万3千円の計上で、一般職給2億9,083万2千円は、職員30人分の給料、職員手当等の人件費で、生涯学習振興事業4,397万1千円は、20ページにかけまして、社会教育委員の報酬、学校体育施設開放に係る施設修繕料、学校体育施設開放業務委託料、津市社会体育振興会等への補助金などで、青少年対策事業3,395万9千円は、青少年センター相談員の会計年度任用職員報酬、地区青少年育成活動及び津市子ども会育成者連合会等への補助金などで、放課後児童健全育成事業8億2,833万3千円は、21ページにかけまして、放課後児童クラブ施設修繕料、成美地区及び栗葉地区の放課後児童クラブ整備に係る実施設計、椋本地区放課後児童クラブの整備に係る工事請負費、放課後児童クラブ運営費補助金などで、成人式関係事業338万9千円は、交通誘導業務委託料、成人式実行委員会負担金などで、人権教育関係事業2,548万9千円は、人権教育指導員及び人権教育サポーターの会計年度任用職員報酬、人権教育講演会などの講師に係る報償費などでございます。

第2目 教育集会所費は、3,471万7千円の計上で、教育集会所管理運営事業3,471万7千円は、22ページにかけまして、人権教育指導員などの会計年度任用職員報酬、講師報償金、教育集会所管理運営に係る需用費などでございます。

第3目 公民館費は、4億9,152万8千円の計上で、一般職給5,171万3千円は、職員6人分の給料、職員手当等の人件費で、公民館管理運営事業2億5,653万9千円は、23ページにかけまして、公民館館長などの会計年度任用職員報酬、公民館施設管理運営に係る需用費、施設維持管理業務委

託料、津センターパレス施設管理負担金などで、公民館講座等関係事業5,314万円は、各種講座の講師に係る報償費、公民館事業バス運行业務委託料などで、公民館施設整備事業1億3,013万6千円は、橋南公民館整備に係る旧修成幼稚園改修工事などでございます。

第4目 図書館費は、4億5,833万5千円の計上で、一般職給1億4,603万1千円は、24ページにかけまして、職員15人分の給料、職員手当等の人件費で、図書館管理運営事業2億795万4千円は、図書館司書補佐などの会計年度任用職員報酬、図書館管理運営に係る需用費及び久居ふるさと文学館の駐車場造成に係る公有財産購入費などで、図書館活動事業1億435万円は、図書及び視聴覚資料購入に係る消耗品費、図書館情報システム保守・サポート委託料、機器借上料などでございます。

25ページをお願いいたします。第5目 文化財保護費は、6,603万5千円の計上で、文化財保護関係事業2,546万9千円は、文化財施設維持管理業務委託料、文化財保護事業補助金などで、埋蔵文化財保護関係事業1,924万5千円は、26ページにかけまして、埋蔵文化財調査補助員などの会計年度任用職員報酬、埋蔵文化財センター管理に係る需用費、発掘調査業務委託料などで、資料館等管理運営事業2,132万1千円は、資料館の会計年度任用職員報酬、資料館等管理運営に係る需用費、資料館等指定管理業務委託料などでございます。

以上で説明を終わります。御審査のほど、よろしく願い申し上げます。

教育長 それでは議案第2号につきまして御質問等ございましたらお願いします。

上島委員、どうぞ。

上島委員 社会教育費の教育集会所費の中に千円の食糧費があるのですが、どのように使っていますか。

事務局 教育集会所で各種講座等を実施したときのお茶代だと思います。

上島委員 公民館費には食糧費がありません。同じように講座を実施し、人が集まる場所だと思いますが、公民館は食糧費がなくて、教育集会所には食糧費があるというのはどういうことですか。

事務局 各施設によって、在り方がばらばらな所がありますので、考えていかなければならないと思います。確かに委員がおっしゃる通り、公民館には食糧

費はないです。講座は様々な所で実施しておりますので、統一をしていかなければならないと考えています。

上島委員 公民館はいろいろな地域にあると思いますが、館長が自腹でお茶を出しているところもあると聞いていますので、もし予算をつけられるのなら、公民館にもつけて欲しいと思います。同じ地域の集まる場所ですので。

教育長 課題として考えさせていただきたいと思います。他に、いかがですか。

滝澤委員どうぞ。

滝澤委員 各項目、御説明いただいたのですが、施設整備費は巨額の支出があると思うのですが、それ以外に、教育大綱の整備をしましてし、例えば学力の向上など、政策のためにメリハリをつけてどこか特徴的に支出が増えている部分があれば教えていただきたいです。また、例えば一人一台パソコンや幼児教育の無償化など、国の政策に関わって変更になった予算があるのかどうか、それからもう一つ、幼稚園関係では私立幼稚園の援助事業が結構予算が増えているのですが、そのあたりの理由、その3点を教えていただければと思います。

教育長 下里参事。

教育事務調整担当参事（兼）教育総務課長 主だった大きな事業といたしますと、教員支援員事業につきましては増員をしておりますので、人件費に係る部分が、平成31年度に1,835万8千円のところが令和2年度は2,095万2千円ということで、約250万円、一人分の人件費に当たりますが、増えております。教員支援員ですけれども、支出は給料になりますので、総務費から支出されておりますので、この予算書には掲載されておきませんが、教員支援員事業で少し増えております。

それから、特別支援学級等の支援事業で特別支援教育支援員を配置しておりますが、これも3名増員ということで、関係経費を含めて900万円ほど増額しています。臨時講師につきましても475万1千円ということで、少し増額しています。

今年は厳しかったので減が多かったのですが、先ほど委員が言われたように、私立幼稚園援助事業が対前年比1億5,700万円増となっております。こちらは担当副参事がおりますので、詳しく説明をお願いしたいと思います。

放課後児童クラブにつきましても、運営補助金が前年度約6億4,600万

円に対して約7億4,200万円ということで、約9,500万円伸びております。こちらも担当副参事がおりますので、詳しく補足をお願いしたいと思います。放課後児童クラブにつきましては、新築の芸濃や成美・栗葉の実施設計、豊が丘は民間が作りますので、そこに補助金を出すという建設関係の整備事業もありまして、昨年が約4,500万円だったのが約7,200万円ということで、約2,600万円、昨年に比べて増額となっており、そのあたりが予算的などところで大きく変動しているところがございます。

教育長 はい、瀬古口副参事。

学校教育課幼児教育課程担当副参事 18ページの私立幼稚園援助事業のところ、今年度2億5,367万3千円に対して来年度4億1,166万円で、1億5,798万7千円増えておるところですが、大きく違うのは国の幼児教育保育の無償化に伴う部分です。令和元年度については、半年分の予算、来年度については丸一年分の予算ということで、その増でございます。

教育長 滝澤委員どうぞ。

滝澤委員 無償化によって私立幼稚園の援助の負担金が増えるということですか。市へ入ってくるからということですか。

教育長 半年と1年の違いを説明してもらってもいいですか。

学校教育課幼児教育課程担当副参事 新しくできた事業でこれまで保護者の方に負担していただいていた、保育料の分が増となっております。これまで保護者の方が各施設へ保育料を払っていた分を、国の無償化ということで、国と県と市がそれぞれ負担することになったことから、半年分と1年分と増えています。

滝澤委員 国の負担金は市へ入ってくるわけですか。

学校教育課幼児教育課程担当副参事 交付金として入ってきます。

滝澤委員 交付金として入ってくるので、私立の幼稚園へお渡しすると。ただ通過する意味で支出が多くなったと。そういう意味ですか。

教育長 半年、1年は昨年10月からだったからということですね。

教育事務調整担当参事（兼）教育総務課長 3分の1が国から入ってきて、県からも3分の1入ってきて、さらに3分の1を市が乗せて出すということですよ。市としては1を出すということですよ。

滝澤委員 昨年は半年分しかあがってなかったけど、今年はそれが倍増するということですね。国の無償化によってこれだけ違うということですね。

学校教育課幼児教育課程担当副参事 はい、そうです。

滝澤委員 特別に力を入れて何かあったのかなと思ったのですが、無償化の関係ですね。

教育長 一人一台パソコンのことを聞いてみえたので、予算のことをお願いします。伊藤参事。

教育研究支援担当参事 一人一台パソコンにつきましては、今、国が実施要項を作成中で正式な申請をしていない段階ですので、来年度の予算の方には計上されておりません。令和元年度の補正で国の方からおりてくるということですので、この中には含まれておりません。

滝澤委員 令和元年度の補正で、入ってくるのは令和2年度ですか。

教育研究支援担当参事 LANの工事と一人一台パソコンがあるのですが、LAN工事については令和元年度の補正でおりにてくると聞いています。

滝澤委員 支出の予算としては、LAN工事にしてもパソコンにしてもまだこれからなので、支出としては上がってないということですよ。入ってきたら支出するということですよ。

教育研究支援担当参事 はい、そうです。

教育長 今後の補正予算の中で対応するということですね。

教育研究支援担当参事 はい、そうです。

上島委員 幼稚園の関係ですが、3歳から5歳までの子どもの数に応じて国からおりてくるということは、幼稚園に行ってもおりにくるのですか。

学校教育課幼児教育課程担当副参事 幼稚園の子どもの数に対してです。

上島委員 私立も含めて幼稚園の人数を報告したその数だけですね。幼稚園に行っていない子どもの分はもらえないということですね。

教育長 他に御質問等ございましたらお願いします。

はい、小島副参事。

生涯学習課青少年担当副参事（兼）青少年センター所長 放課後児童クラブの関係ですが、21ページを御覧いただきたいと思います。委託料で746万6千円、この中に放課後児童クラブを作っていくための実施設計が2つ入っております。成美と栗葉の放課後児童クラブ、いずれも児童数が多くなっておりまして、この2つを改修整備しますということで、まず実施設計が上乘せされております。

それから、工事請負費4,837万8千円、これは芸濃の椋本の放課後児童クラブが100人を超えておりますので、大きいのを建てなければならないということで、新築2つ分程度の予算をとっております。本年度は改修整備で、来年度は新築2つ分を見込んでおりますので、比べますと、かなりの増額となっております。

負担金、補助及び交付金は9千万以上増額となっておりますが、放課後児童クラブは市も整備をしますけれども、民間の放課後児童クラブを増やしていくということもございまして。クラブ数が増えてくることによって、補助金も増えてくるということで増額になっております。以上です。

教育長 放課後児童クラブの説明がありました。他に御質問等ありましたらお願いします。

中村委員、どうぞ。

中村委員 放課後児童クラブの件ですけれども、これから増えてくるということですが、具体的にどういう動きなのか教えていただきたいと思います。

生涯学習課青少年担当副参事（兼）青少年センター所長 具体的に今、考えて

おりますのは、戸木小学校区に放課後児童クラブがありますが、そこは民間運営で3年生までしか預かっていません。戸木小学校区には、4、5、6年生のニーズもございますし、また戸木小学校区の3年生まで預かる放課後児童クラブも1、2、3年生を今後十分まかないきれなくなるということがありますので、民間のお力で1つ戸木小学校区に新たな放課後児童クラブを設置していただきます。

それから、成美小学校区も子どもが非常に多く、既に昨年度も入りきらなかったという実態がございましたので、そこに民間のお力で作っていただくということがあります。成美に作る場所は、成美小の子どもを中心に受け入れていただきますけれども、若干桃園小でも入りきらないという実態がありますので、そのあたりを吸収していただく予定となっています。

あと、大規模化してくる放課後児童クラブもありますので、72人を超える放課後児童クラブができてきた場合は、支援の単位を2つにわけるということをして、その分指導員をたくさん雇っていただけるよう配慮しております。そういったことで増えるクラブは、例えば栗葉、豊が丘等が考えられます。

教育長 よろしいでしょうか。

上島委員 今、民間の放課後児童クラブは増えてきていますが、市としては今後民間の方に頼っていくのか、今より公設を大事にするのか、どこかの時点で幼稚園と同じことが起きてくると思います。補助を出してでも民間に委託した方が市としてはいいのか、今の形の方がいいのかという議論があり、保護者としては利用料が安い方がいいけれども、色々な役を持たなければならないということで困っていると聞きます。市からお金さえ出してもらえれば、民間にやってもらった方がいいのではないかと思うのですが。

生涯学習課青少年担当副参事（兼）青少年センター所長 市としての考え方は公設民営を基本とするというのがございますので、あくまでも公設民営いわゆる保護者会運営のクラブを主軸として考えております。今ある公設民営のクラブの方が保護者負担としては安く、1万円を少し超えるくらいになっていますけれども、民設民営のクラブになりますと、安いところで2万、高いところになると4万というようなことですので、公設民営を中心としていく考え方であります。民設民営の運営を圧迫しないということも念頭におきながら、取組を進めていくことが基本と考えております。

上島委員 公設民営のクラブに入りたいけれども、色々な係をするのが大変な

ので民設へ行くという家庭もありますので、そのあたりを解決しないといけないと思います。

公設民営のいいところは、比較的學校の中にあることが多いので、グラウンドを使うことができる場所ですが、これが民設だと遊び場がないことが多く、子どもたちがずっと部屋の中で過ごさなければならないというデメリットがあると思います。ですから、そういったことも考えて、民設でいきます、そうですか、ではなくて市が公設民営を基本として考えるなら、できる限り子どもの過ごす環境を守るようなこともしていかなければいけないのではないかと思います。

教育長 中村委員どうぞ。

中村委員 戸木や成美の民設は法人ですか。

生涯学習課青少年担当副参事（兼）青少年センター所長 戸木の方はNPO法人、成美の方は株式会社という形をとります。

中村委員 これまでもやってきているところですか。

生涯学習課青少年担当副参事（兼）青少年センター所長 実際に津市内に実績があるところで、安定的に運営をさせていただいているところです。

教育長 そのほかいかがでしょうか。

御一同 質問等なし。

教育長 それではございませんようですので、議案第2号につきまして原案どおり承認ということでよろしいでしょうか。

御一同 異議なし。

教育長 ありがとうございます。それでは御異議なきようですので、議案第2号につきましては原案どおり承認といたします。

続きまして議案第3号令和2年度教育方針について、事務局から説明をお願いします。

教育事務調整担当参事（兼）教育総務課長 はい。

教育長 はい、下里参事。

教育事務調整担当参事（兼）教育総務課長 教育総務課長でございます。それでは議案第3号令和2年度教育方針について御説明を申し上げます。本日御審議いただいた後、2月20日開会の議会へ教育方針として提出をさせていただく予定であります。ただいまから教育方針案の全文を朗読いたしますので、終わりましたら御審議をよろしく申し上げます。それでは、読ませていただきます。

令和2年度に重点的に取り組む教育施策の方針について御説明申し上げます。

本市では平成29年1月に策定された教育大綱を引き継ぎながら、さらに教育施策を推進していくため、本年1月に新たな教育大綱が策定されました。

策定にあたっては、懇談会を開催して学校現場や保護者の皆様の声を把握し、その後の総合教育会議では力を入れて取り組んでいくポイントについての活発な協議が行われました。こうして策定された今回の大綱では、3つの着眼点が示されています。1つ目は「教員が子どもたちと向き合う時間の確保」、2つ目は「組織体制の構築による信頼される学校づくり」、3つ目は「未来へとつながる教育・子育て環境の整備」でございます。

教員が子どもたちと向き合う時間的・精神的な余裕を確保し、授業等の教育指導に専念できる環境を整備することは、学力向上や安全安心な学校づくりのために重要なことであり、今後も教員の持つ力を最大限子どもたちに注いでいけるような学校への支援策を積極的に進めていかなければなりません。

また、信頼される学校づくりのためには、校長がリーダーシップを発揮して、マネジメントを行い、全ての教職員が1つのチームとなって教育活動に取り組むことができる組織体制の構築が求められます。このため、管理職の資質向上のための研修や校長をサポートする体制を充実させるなどの取組を強化していかなければなりません。

さらに、学校施設の整備や放課後児童クラブの充実、幼児教育の継承・発展、様々な世代のニーズに応えられる社会教育環境の整備など、教育・子育ての環境を整えることも着実に進めていかなければなりません。

こうしたことを踏まえ、令和2年度は、新たな教育大綱及び津市教育振興ビジョンに基づき、次の教育施策の取組を進めてまいります。

まず、学校教育の充実について申し上げます。

令和2年度から3年度にかけて小中学校及び義務教育学校において新学習指導要領が完全実施されます。その中で求められている「主体的・対話的で深い学び」を実現させ、これからの子どもたちに必要とされる資質や能力の育成を図る

ため、デジタル教材等を効果的に活用した取組や津市英語教育カリキュラムを踏まえた授業づくりなど、特定のテーマに特化した研究プロジェクトに取り組み、モデル校から発信される先進的な取組や公開授業などを通じて、中学校区及び津市全体に成果等を浸透させてまいります。また、各学校への指導主事訪問をより一層充実させ、研究授業だけでなく、日常の授業を参観するなど、各学校のニーズに応じた指導・助言を行うとともに、校内研修担当者や指導教諭等、授業改善の中心的な役割を果たすミドルリーダーを育成し、全ての教員の授業力向上を図り、わかる授業の実現に向けた取組を進めてまいります。さらに、情報活用能力を学習の基盤となる資質・能力と位置づけて、その育成を図るため、学校のICT環境を整備し、それらを活用した学習活動の充実を図ってまいります。

特別支援教育については、平成30年度に作成した「津市版特別支援教育ハンドブック」を活用し、特別な支援が必要な子どもたちへの指導方法等について共通理解を図るとともに、通級指導教室のより一層充実した運用につなげます。また、特別支援教育を中心となって推進していく人材を育成するための連続講座を実施してまいります。人的支援としては、特別支援教育支援員や学校サポーター等を効果的に活用し、関係機関等との連携の下、適切な対応につなげることができる体制をさらに強化するとともに、特別支援教育支援員を3名、幼児ことばの教室指導者を1名増員し、特別な配慮や支援が必要な子どもたちへのきめ細かな対応を進めてまいります。

外国につながる児童・生徒教育については、昨年、敬和幼稚園の一室に移転した初期日本語教室「きずな」と、在籍校で行う「移動きずな」の充実を図るとともに、初期日本語指導を終えた子どもたちが、日本語での一斉授業において効果的な学びを実現するため「外国につながる子どもの教育支援プロジェクト事業」を進めてまいります。また、人権教育カリキュラムに基づいた人権教育に取り組むことで、子どもたち一人一人の人権意識を高め、外国につながる子どもたちや、全ての子どもたちが安心して過ごせる学校づくりを進めてまいります。

いじめの問題や不登校については、各種研修会や関係機関等との連携による事例検討会の開催など、課題の改善に向けた取組を進めるとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門的なスタッフなどの多様な職種と連携を図り、チーム学校としての対応を強化してまいります。

以上のような取組が成果を上げていくためには、これまで本市で行われてきた小中一貫教育における9年間を見通した指導や支援のより一層の充実を図るとともに、管理職のマネジメント力や教員一人一人の指導力及び対応力の向上が不可欠になります。このため、研修会や指導主事の学校訪問、学校運営相談員による支援などあらゆる機会において、その内容を充実させることにより、教職員の力量向上に努めてまいります。

教職員の人材育成とともに、教員が子どもたちと向き合う時間の確保に係る施策も引き続き進めてまいります。平成30年度から配置した教員支援員については、平成31年4月から大規模な小学校3校に各1人を配置し、新たな取組として大規模な中学校6校及び小規模な小学校2校には、2校に1人を配置して拡大しました。配置校へのアンケート結果によると、「教員が子どもたちと向き合う時間の確保」に十分効果があり、また、中学校よりも小学校において教員支援員をより有効に活用している検証結果でありました。このことから、小学校へ多くの教員支援員を配置するとともに、複数校で勤務を行う教員支援員を増員して、更なる充実に努めてまいります。

また、教職員の事務的作業を一層軽減するため、統合型校務支援システムの更なる有効活用を図るほか、「津市立中学校部活動指針」に基づき、部活動の休養日の適切な設定を通じて子どもたちや教員の負担軽減を図るとともに、専門的な知識や技能を生かし顧問として指導を行うことができる部活動指導員については、文化部も含めた配置拡充を行ってまいります。

さらに、令和元年度から取り組んだ三重弁護士会との連携については、管理職や生徒指導担当者等を対象とした研修会において、学校の危機管理について学んだり、事例検討会等において、法律の専門家である弁護士の指導・助言を得たりすることで、学校が抱えている課題を解決につなげることができました。今後、これらの成果を受けて、成功事例等を市内の学校に情報共有し、各学校の取組に生かすとともに、教員と弁護士が連携して、新たに子どもや保護者を対象とした授業や講座を実施することで、事案の未然防止や早期解決を図ってまいります。

幼児教育については、令和元年10月から3歳から5歳の子どもの保育料が無償となったことから、保護者の園選びの条件の一つであった保育料がその判断基準から外れることになり、これまで以上に、園の教育方針や教育内容が重要となってまいりました。

そのため、この無償化をよい機会と捉え、それぞれの園が、これまで培ってきた幼児教育の実績を継承し、さらに質の高い幼児教育を実践していくという考えの下、平成30年度に作成した「津市幼児教育・保育カリキュラム」を有効活用しながら、保育所や認定こども園とともに、幼児教育の質の向上に努めてまいります。また、幼児教育の提供環境や体制については、施設利用に対する保護者ニーズを踏まえ引き続き検討を行ってまいります。

一方で、園児数の減少する市立幼稚園については、適正規模集団の確保に向けて、混合学級や近隣園との合同保育を実施し、更に園運営の継続が難しい園については、各地域の実情を十分に踏まえた上で、認定こども園への移行や休園・閉園に向けた取組を行ってまいります。

これまで述べてきました学校教育の充実に図っていくため、子どもたちの安

全安心でより快適な教育環境を整えてまいります。

学校施設の大規模改造事業については、昨年度に引き続き、西が丘小学校（第三期）、久居中学校（第三期）の2校の改修工事を進めてまいります。

また、桃園小学校では、「プレハブ教室解消」「図工室及び会議室の確保」「狭あいな職員室への対応」などの課題解決を図るため、バリアフリー対応も併せた増築工事を進めてまいります。

さらに、今後は、最も改修が必要な校舎棟を対象に、スピード感を持って老朽化対策を実施するために、第2期津市学校施設長寿命化計画を策定し、当該計画に基づき、令和2年度は安濃小学校、修成小学校及び朝陽中学校3校の設計業務に着手してまいります。

トイレの洋式化については、屋内運動場のトイレの洋式化を進めているところですが、今後も校舎の改修工事やトイレの修繕の際、また個々の学校の実情に対応した整備に努めてまいります。その他の維持補修についても、適切に修繕等を行い、施設の適正な維持管理を行ってまいります。

また、衛生管理の徹底した給食の提供、調理業務及び財政の効率化を図るため、令和2年度は、藤水小学校と雲出小学校間、戸木小学校と桃園小学校間で給食提供の共同化を開始するため、雲出小学校及び桃園小学校の配膳室を整備してまいります。

次に、児童の放課後等の安全安心な居場所づくりについては、利用児童が増加している放課後児童クラブへのニーズに今後も的確に応えていくため、引き続き狭あい化している施設を中心とした施設整備を着実に進める必要があります。

このため、芸濃こども園の整備に合わせ、椋本地区放課後児童クラブの2つ目の施設を芸濃保育園跡地に整備するとともに、学校法人が、豊が丘地区に新たに設置する放課後児童クラブの建設に係る補助を行うことで、狭あい化している放課後児童クラブ施設の解消を図ってまいります。

また、成美放課後児童クラブ及び栗葉放課後児童クラブについて、それぞれ2つ目の施設を整備するための実施設計を行い、適正な児童の放課後等の居場所を確保してまいります。

さらに、平成30年度から始めた臨時職員の放課後児童クラブへの従事については、これまで実施してきた夏季休業中だけでなく、春季及び冬季休業中も従事する取組を進めることで、放課後児童クラブのさらなる運営支援を行ってまいります。

公民館については、橋南公民館の移転に伴う旧修成幼稚園舎改修工事を進めるほか、施設の老朽化に伴った修繕等による適正な維持管理に努めるなど、学びやすい環境づくりを進めてまいります。

また、公民館活動としては、ボランティア養成等の講座をはじめ、地域の人材

育成を目的とした講座や、幅広い世代に対応した講座の充実を図るとともに、公民館の受講生等の仲間づくりを支援するなど、地域の人をつなぐ地域活動の拠点としての機能を推進してまいります。

図書館については、読書から遠ざかりやすい時期である中高校生が興味や関心を持つような資料の提供や参加型イベントを実施し、地域や学校と連携しながら読書活動を推進してまいります。

また、久居ふるさと文学館の利用者用駐車場については、久居アルスプラザでの事業との連携や展示ギャラリーの機能向上を図ることにより同文学館への来館者の増加が見込まれることから、三重中央農業協同組合営農センター久居の用地の取得について引き続き取り組んでまいります。

文化財の保護・活用事業については、市内の重要な文化財の指定を進めるとともに、地域に数多く所在する文化財を適切に保存してまいります。

また、久居誕生350周年とも関連させ、新たに久居ふるさと文学館の展示ギャラリーを利用して、久居城下町遺跡など久居地域の歴史をより身近に感じられる資料を中心として、津市の主要な歴史資料に関する展示を行い、市民にわかりやすく郷土の歴史について学ぶ機会を提供してまいります。

さらに、新たな新町会館において、谷川土清や新町地区に関する資料の展示、白山公民館内では白山地域の郷土資料の展示を行ってまいります。いずれの展示についても、ボランティアガイド会との連携を通じて、津市の魅力ある歴史・文化を発信してまいります。

以上、令和2年度の教育方針について御説明申し上げます。

今後も総合教育会議での議論を大切にしながら、その時点における教育課題を的確に把握し、教育委員会として、市民に開かれた教育行政の下、津市の子どもたちの幸せな将来を見据え、教育施策を具現化していく必要があります。

そのため教育委員会は、教育施策について責任を持ち検証と改善を進め、庁内外の様々な機関と連携して、協力をいただきながら、着実に教育行政に取り組んでまいります。

市民の皆様、議員の皆様の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。

教育長 議案第3号につきまして御質問等ございましたらお願いします。

中村委員どうぞ。

中村委員 4ページの桃園小学校の改修の件ですが、プレハブ教室解消で増築工事が済んだあとのプレハブ校舎の活用方法は決まっていますか。

教育次長 桃園小学校のプレハブ教室には、普通教室が2つ入っているのですが、増築が終わった後、そこへ図工室と会議室を整備していきます。

中村委員 給食の共同化ですが、令和2年度に開始ですか。配膳室の整備はまだできてないのですか。

教育次長 共同化については4月からできます。配膳室の整備ができるまでの間は、現在使っているところを使うと聞いております。共同化自体は4月から実施します。

教育長 上島委員、どうぞ。

上島委員 中学校のように車で運んでいったら、そこで配膳の準備ができるような場所を作るということですね。

教育次長 この整備についてはトラックをつけて、配膳ができるように、きちんと整備するという事です。それができるまでの間は、既存のところにスロープをつけるなど、配膳できるよう整備していきます。

教育長 上島委員。

上島委員 温度管理も含めてですか。

教育次長 温度管理につきましてはトラックの中できちんと温度管理したものを持って行き、持って行った後は、エレベータで上へあげて各階へ運びます。

上島委員 中学校は各階で温度管理していませんでしたか。食缶のケースを学級別にわけるとおもいますが。

教育次長 学級別に食缶が入っています。

教育事務調整担当参事(兼)教育総務課長 分かれたものが来て、そのまま上げていくということです。

上島委員 わかりました。

教育長 中村委員。

中村委員 その件で、学校側にその担当職員はみえるのですか。

教育次長 共同化が始まってからは運ぶ職員もそうですし、向こう側で受けて、分ける職員も配置することになります。

教育事務調整担当参事（兼）教育総務課長 受ける方は委託で、調理校は戸木小あるいは藤水小ですが、この2校は調理員の数を少し増やして、直営で正規職員と会計年度任用職員が調理をさせていただきます。

中村委員 ありがとうございます。

上島委員 運ぶ方も委託ですね。

教育事務調整担当参事（兼）教育総務課長 運ぶのと受けるのは委託です。

教育長 富田委員、どうぞ。

富田委員 学校教育の方は教育の向上に向けての研修を含めた取組が具体的にあがっているように思いますが、それに比べて幼児教育というところが、質の高い幼児教育を実践していくという考えの下とあるのですが、具体的にどういふふうにというところがあまり書かれていないと思います。無償化によって注目されていますし、公立幼稚園はどうなるのだろうかというところもあるかと思しますので、そのあたりをもっと書き込めないかという気がするのですが。

教育長 瀬古口副参事。

学校教育課幼児教育課程担当副参事 最初のところに無償化によってというところで、それぞれの教育内容が重要となってきましたと書きこんであると思います。具体的などころについては、カリキュラムを有効活用するという、加えて指導主事の各園への派遣や、各園で園内研究を充実させていくということがあります。具体的にはそういったこととなりますが、そこまでは書き込まない方向で考えておりました。

富田委員 指導主事については書かれていますか。

学校教育課幼児教育課程担当副参事 中には書いてないです。

教育長 富田委員はもうちょっと書き込んだ方がいいのではないかという御意見ですが、担当としてはどうですか。

学校教育課幼児教育課程担当副参事 この教育内容が充実してきたという部分では、具体的に指導主事をこれまで以上に重点的に各幼稚園・こども園に派遣するという必要はなくなってくると思います。

教育長 実際、人が増えているわけではないですか。

学校教育課幼児教育課程担当副参事 人の予算はないです。

富田委員 放課後児童クラブでは、民間との関わりというようなことに少し触れられているように思いますが、幼児教育に関しては今後も民間とのつながりをリードしていくということはないのでしょうか。

教育長 どうですか、瀬古口副参事。

学校教育課幼児教育課程担当副参事 国の方では子ども・子育て支援事業のなかで幼児教育アドバイザーの設置というところを謳ってしまして、津市でも第2期子ども・子育て支援事業計画の中で、検討していくことを謳っています。そういった体制について、きちんとしていかなければならないとは思っていますが、実際のところは、今いる指導主事のなかで活用するというところで留まっている状況です。

教育長 必要性は富田委員がおっしゃるところだと思いますが、具体的に書き込めるまでのところには至ってないということで、委員のおっしゃる通り課題だと考えています。

上島委員どうぞ。

上島委員 幼児教育では子どもの数が減ってきてという話がありますが、同じことが小学校、中学校でもあると思います。それについては何も触れておらず、学校教育の充実のなかで、いいことはたくさん書いてありますが、減っていく学

校に夢を与えるものが何もありません。津市全体を見ると、複式や複複式になっている学校が出てきている中で、これを放っておいていいのかと思っています。すぐに何かをするという話ではなくて、何らかのアクションをするべきではないかと思うのです。こういう状況だと地域に知らせて、話し合いをするなど、今やるべきことをしていかなかったら、事を始めてから学校がいろんなことで動き出して完了するまで、下手をすると10年くらいかかります。10年かかったときに、それこそ子どもがいなくなってしまう可能性のある学校もあるのではないかと思うので、早いうちに市として動くべきではないかと思います。それが市としての大きな役割ではないかと思います。子どもの数が少なくて、子どもたちが切磋琢磨できない状況を何とかしなくてはならないことを幼稚園と同じように考えていくべきだと思います。書くことは非常に難しいですが、知らせることは大事なことだと思います。良いことばかり書くのもいいけれど、苦しい学校もたくさんあるのだということを知っておいてほしいと思います。

教育長 片岡課長。

教育推進担当参事(兼)学校教育課長 学校教育課長です。地域懇談会でも学校がだんだん小さくなっていくということが話題にのぼることがあります。そういうことをきっかけに、こちらからその学校のPTA会長さんにアプローチさせていただいております。そして、統合によるメリットやデメリット、それから他の地域ではどのような過程を経て統合に至ったかという御説明や、今後の児童数の推移などをお示ししまして、まずはPTAの方でお考え下さいという投げかけをさせていただいているところです。今後さらに地域や、自治会長さんへの説明も当然していかなければならないと思っております。ただ、委員がおっしゃるように、文章として書くには時期として少し早いということで、今回は控えさせていただいているところです。

教育長 上島委員どうぞ。

上島委員 難しかったらいいのですが、実際の動きはしてもらいたいと思います。11年前に津市の学校の規模はこのままではいけないということで、いくつかの学校が統合された際に、地域住民や保護者に対し、子ども達は切磋琢磨することが大切で、ある程度の人数は必要だということを説明しました。その時に、今後そういう学校が出てきたときにも、教育委員会は同じ取り扱いをしますか、統合はこの地域だけではないですよと聞かれました。そんな事はないです、これからも当然統合を進めますよと答えましたので、言っているのです。嘘つきの

まま教育界を去らなければならなくなりますので。その時将来的にこれぐらい学校は必要だと表に出したものは、そこで消えていくわけではないのです。一時だけのものではなくて、期限なしの約束事です。最初から統合しようという話が出ないので、どうしたらいいのかという絵描きを地域と共にしていかなければなりません。地域の方は、こちらからアタックしなければ考えません。こちらが悪者になっても、そういう話し合いの場を設けるようにして欲しいと思います。書いてもらわなくても結構ですが、動いてほしいと思います。

教育長 片岡課長。

教育推進担当参事（兼）学校教育課長 委員がおっしゃったように、以前作っていただいた津市の学校の適正規模に則って、今後も進めてまいりたいと思っております。地域の方の理解をしっかりと得ながら進めていくということが、スムーズな新しい学校への開校につながるかと思っておりますので、そのあたりを一生懸命考えながら、進めてまいりたいと思っております。

教育長 その他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

これから市長レクに入りますので、その後若干の修正がありましたら、再度皆様にお送りさせていただきます。その点を含めて了承していただくということでよろしいでしょうか。

御一同 異議なし。

教育長 ありがとうございます。それでは、修正がある場合は事前に御連絡させていただいて、御了解をいただくという形にさせていただきたいと思っております。

続きまして議案第4号津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部の改正について、事務局から説明をお願いします。

はい、小島副参事。

生涯学習課青少年担当副参事（兼）青少年センター所長 青少年担当副参事でございます。議案第4号津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部の改正について御説明をさせていただきます。恐れ入りますが、参考を御覧ください。1の改正理由でございます。放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める厚生労働省令が改正され、放課後児童支援員に係る研修の実施者の範囲が拡大されたこと、また、放課後児童支援員の基準が参酌すべき基準とされたことから所要の改正を行おうとするものでございます。

2の改正内容ですが、2点ございまして、いずれも放課後児童支援員に係る第10条の改正になります。新旧対照表を御覧下さい。また併せて条例も御覧いただければと思います。まず1点目の改正でございまして、放課後児童支援員が修了しなければならない認定資格研修に係る改正です。厚生労働省におきましては研修の実施者は都道府県知事のみでありましたが、厚生労働省令の改正により範囲が拡大されまして、指定都市の長も追加されました。これが令和2年4月1日から施行されるということでありまして、放課後児童支援員が修了しなければならない研修を都道府県知事又は指定都市の長が行う研修とするものでございます。2点目の改正でございまして、認定資格研修修了予定者に係る特例処置の追加に係る改正です。放課後児童クラブには条例第10条第1項第2項に定められていますように事業所ごとに支援員を2人以上配置しなければなりません。またその2人のうち1人は補助員にかえることができるということになっています。支援員の配置数を定めたこの10条につきましては、厚生労働省でこれまで従うべき基準になっておりましたが、令和2年4月1日から参酌すべき基準に変更されることとなりまして、各自治体で独自に定めることができるようになりました。このような厚生労働省の変更をうけまして、津市学童保育連絡協議会、津市学童保育指導員の会、各放課後児童クラブ等の御意見を伺ってまいりました。御意見としましては保育の質を担保するため第10条の基準を守っていく必要があるというのが大多数の御意見でした。ただ一部のクラブからは、現在は第10条の基準を満たしているものの、支援員の突然の退職や病気等によって支援員が欠けた場合、突然の欠けた場合に対応できるようにしてほしいという切実な要望もいただけてきたところです。このため本市としましては、不測の事態により放課後支援員に欠員が生じた場合においても、放課後健全育成事業、放課後児童クラブが継続できるよう、市長が必要と認めるときは放課後児童支援員が欠員となった日から起算して1年を経過する日の属する年度の末日までに研修を修了することを予定している者を、研修を修了した者とみなすことができることとするものでございます。なおこの条例は令和2年4月1日から施行しようとするものでございます。御審議のほどよろしく願います。

教育長 それでは議案第4号につきまして御質問等ございましたら、願います。

上島委員どうぞ。

上島委員 県がやっている研修会は年間何回くらいありますか。

生涯学習課青少年担当副参事(兼)青少年センター所長 年間1回、合計4日間

の研修となっております。9月から12月の間にとびとびで4回受けるというシステムになっています。

教育長 上島委員、どうぞ。

上島委員 現在、津市内の支援員と補助員は何名いますか。

生涯学習課青少年担当副参事(兼)青少年センター所長 トータルで69クラブございますが、支援員が191名、補助員が234名、合計425名が4月1日の状態です。今年、認定資格研修を受けられた方がおりますので、支援員は191名からもう少し増える見込みという状況でございますが、確定数ではございません。申し訳ありません。

上島委員 支援員は研修を年間4回受けると資格をもらえるのですよね。それに対して、補助員には研修が何もありませんか。

教育長 はい、小島副参事。

生涯学習課青少年担当副参事(兼)青少年センター所長 支援員の研修は教員の初任者研修と同じで、絶対に受けなければ支援員の資格はもらえません。三重県では、支援員の資格をもらった後の継続的なスキルアップの研修はやっていませんが、補助員の研修については、わずかにやっております。それでは不十分ですので、市として年間8回程度、オリジナルの研修を組んでいます。

上島委員 市として研修を組んだ方がいいのではないかということを書いたかったのですが、わかりました。

教育長 ありがとうございます。県の方は資格のための研修しかしていないので、市の方で研修をしているということですね。

中村委員どうぞ。

中村委員 市の研修には指導員の研修もあると思いますが、運営そのものに関する市からの研修や支援にはこういったものがありますか。

教育長 小島副参事。

生涯学習課青少年担当副参事(兼) 青少年センター所長 市連協という団体さんから運営関係の研修をしてほしいという要望をいただいていますので、年間1回でございますけれども、指導員ではなく、運営者である保護者の方を集めまして市で作成した運営マニュアルや会計マニュアルを基にしながら、研修をしております。

教育長 中村委員どうぞ。

中村委員 運営について保護者の方は四苦八苦されてみえると思うので、手厚い支援をしていただきたいと思いますのでよろしくをお願いします。

教育長 小島副参事、何かありますか。

生涯学習課青少年担当副参事(兼) 青少年センター所長 その点は非常に課題として色々なところから御意見を賜っていますので、ぜひ進めてまいりたいと思います。

教育長 上島委員。

上島委員 素人がやっていくのは難しいと思うので、もっと運営に関して保護者を助ける方法はないのかと思います。一つの施設に一人でなくてもいいので、一旦退職された方など専門家を置くようなことを将来的に目指してほしいと思います。教員支援員と同じように、放課後児童クラブの運営を支援する人がいたら随分と助かると思います。

教育長 小島副参事。

生涯学習課青少年担当副参事(兼) 青少年センター所長 そういった御要望も実際いただくことがございますので、一つの方法としては検討していくべきだと思っております。

中村委員 それに関連して、特に運営の場合は保険や経理にかなり頭を悩ませていると思います。例えば、保険であれば社会保険労務士さん、経理であれば税理士さんなど、そういうところと、弁護士さんと協定を結んだような形で何かしらそういうことができないかなと思いますので、ぜひ具体的に専門家との協力関係ができるような体制づくりに取り組んでいただきたいと思いますのでよろ

しくお願いします。

教育長 ありがとうございます。あといかがでしょうか。

御一同 質問等なし。

教育長 それでは議案第4号につきまして原案どおり承認ということによろしいでしょうか。

御一同 異議なし。

教育長 ありがとうございます。それでは御異議なきようですので、議案第4号につきましては原案どおり承認いたします。